平成２４年（フ）第７０１７号
大阪府寝屋川市木田元宮２丁目８番１号　サニーハイツ402
債務者　大江　正洋
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２０号
大阪市鶴見区浜３丁目11番39号　106号、前住所大阪市鶴見区今津中４丁目３番26号407
債務者　森下　純一
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４３号
大阪府門真市向島町６番２号　中野マンション308号
債務者　大志万裕美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５７号
大阪市城東区諏訪１丁目16番19号　レジデンス放出402号
債務者　石尾　一枝
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１１号
大阪市淀川区東三国１丁目９番８号　シャトー高島305号
債務者　宮崎　好子（旧姓澤）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６９号
大阪府八尾市服部川６丁目398番地　イヌイマンション302号
債務者　杉本　理香
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９１号
大阪府大東市朋来１丁目39番503号
債務者　日和　　光
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１３号
大阪府東大阪市岩田町６丁目６番４―503号
債務者　中　　和美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４２号
大阪府東大阪市菱江１丁目18番27号　サンライズ・S202号
債務者　木村　民子（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４４号
大阪市住吉区東粉浜１丁目９番７号
債務者　溝端　一太
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６３号
大阪府八尾市北本町３丁目３番17号
債務者　新井　光真
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８１号
大阪府寝屋川市木田町13番18号
債務者　山﨑　　修
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０５号
大阪市平野区西脇３丁目１番20―505号
債務者　深港　千夏
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０６号
大阪府東大阪市花園東町２丁目７番９号207号
債務者　風元　静江
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５９号
大阪府東大阪市寿町３丁目16番24号　グリーンハイム寿402号
債務者　松本泉こと　宋　　泉
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９９号
大阪市淀川区木川東３丁目６番24―509号、前住所大阪市北区中津３丁目35番16―205号
債務者　田原　盛二
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０１号
大阪市生野区舎利寺１丁目10番７号
債務者　古屋　崇宣
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０６号
大阪府豊中市利倉東２丁目２番10号
債務者　木曽　　司
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部